

新・琵琶湖疏水成立史(2)

明治十六年十月十一日～十二月、滋賀県令籠手田安定の建議提出から京都府の疏水起工伺が却下されるまで

筒井正夫
Masao T. Tsutsui

滋賀大学 名誉教授

目次

はじめに

I 忘却された三つの史料と分析視角

II 琵琶湖疏水事業の進展過程

1. 北垣京都府知事就任から明治十六年九月まで(以

上、前号・四三二号)

2. 明治十六年十月十一日～十二月、滋賀県令籠手田安定の建議提出から京都府の疏水起工伺が却下されるまで
— 本号 —

本稿は、前号(四三二号、以下同じ)に引き続いて、琵琶湖疏水の成立史を、明治十六年(一八八三)十月十一日、滋賀県令籠手田安定が政府に琵琶湖疏水への異議申し立ての建議を提出してから、同年十二月、京都府の疏水起工伺が却下されるまでを扱う。

今回は、従来まったく紹介されることのなかった籠手田県令の政府あての建議を紹介し、それを起点として籠手田県令の更迭を図る政治工作が始まると同時に、大津町に機械制麻糸紡織会社の建設を持ちかける農商務省の働きかけが開始され、以後、滋賀県側の意向を無視して疏水事業を進めようとする京都府知事並びに農商務省側とそれに異を唱える籠手田滋賀県令との攻防が展開していく。そして十二月には、前者の路線は頓挫し、疏水事業の管轄は内務省に移され、籠手田県令が主張したような近隣府県への配慮を含んだ抜本的な計画の見直しが進められていくこととなる。

では、なぜそのようなドラマチックな展開過程をたどったのか、今回は、従来ほとんど明らかにされてこなかったその歴史過程と要因に、光が当てられる(1)。

1 琵琶湖疏水成立史に関する最も詳細な分析を行っている研究として、前号註4に掲げた織田尚文・玉置伸信「第一琵琶湖疏水開発における立案要因 第一琵琶湖疏水開発における認可要因 第一琵琶湖疏水開発過程の研究(その2)」、「第一琵琶湖疏水開発過程の研究(その3)」がある。この研究は、多大な文献と一次史料も渉猟しながら疏水成立史を丹念に跡付けているが、本稿で指摘している籠手田県令の異議申し立ての建議や榎村正直の巡察使報告書として近江麻糸紡織会社関連の資料等がいつさい視野に入っていないため、疏水成立史の核心に迫り得ていない。

II 琵琶湖疏水事業の進展過程

2. 明治十六年十月十一日〜十二月―滋賀県令籠手田安定の建議書提出から京都府の疏水起工何が却下されるまで―

(1) 籠手田県令、政府へ抗議の建議書提出

前号でみたように北垣京都府知事は、明治十六年九月までは農商務省との協力のもとに練り上げた疏水計画について、政府要人への根回しも済ませ、府下の上京・下京聯合区会長など有力者への合意も取り付けて着々と両区会への諮問の準備を進めていた。ところが北垣は、疏水の水源地である滋賀県の長である籠手田安定県令に対しては、明治十六年五月一日に通達したのみで、その後何ら事業内容に關する開示も説明も行っていない。

籠手田県令としては、滋賀県側の意向もほとんど聞かずに、事がどんどん進められていく事態に直面して、危機感を抱いたのであろう。十月十一日付で、琵琶湖疏水事業に異議を訴える次のような建議を政府太政大臣宛てに提出した。

琵琶湖疏水ノ儀ニ付建議

本縣下琵琶湖ヨリ京都ニ至ル水路ヲ新タニ開通ノ儀、近來京都府ニ於テ計畫スル處アリ、不日將ニ允裁ヲ請フニ至ラ

ントスル趣ニ候、然ルニ凡一業ヲ起ス一利アレハ、一害随フテ生スルハ、數ノ免カレサル處ニシテ往々其利ヲ以テ其害ヲ償フニ足ラサル憾ナシトセズ、此舉ノ如キ利害ノ及フ處未タ精細ニ調査ヲ經サルモ其著シキ巨害ヲ舉レハ、本縣下ニ在ツテハ疏水ノ為メニ湖面ノ水量ヲ減スルヲ以テ即チ一ノ患害ヲ惹起スハ必然ナルヘシ、或ハ湖水ノ量ヲ減セバ洪水ノ害ヲ省キ又其減量ニ依ツテ沿湖ニ墾地ヲ得ヘシト云フ論者モアランド雖トモ之レ其地理ノ大體ヲ曉ラス、只其一ヲ知りテ其二ヲ知ラサルノ空説ニシテ實際大ニ相反對スル處ナリ、如何トナレハ沿湖ノ村落タルヤ単ニ洪水ノ害ヲ被ムルノミニアラスシテ旱害ニ苦シムモノ最夥多ナリトス、夫レ湖邊村落ノ如キハ何レモ水源ノ山岳ニ遠隔シ概子平常河水ノ流下ヲ受クルコトナク、偶マ少量ノ流水アル所モ耕田ノ養水必需ノ季ニ至レハ其流水ハ上部ノ村落ニ占有セラレ、其餘流ヲ望ムモ固ヨリ不充分ノ水力湖邊ニマテ及ハス、殊ニ湖東各郡ニ於テハ全ク水路ヲモ有セサル村落アリ、皆湖水ヲ以テ耕田ニ注グモノニシテ、年々搜苗ノ時季ヨリ蛇車等ノ器具ヲ以テ湖水ヲ内江若シクハ溝堀等ニ堰キ入レ灌溉ノ用ニ供スルヲ常トスル處ニシテ、旱天ニ際シ湖面ノ水量ヲ減スル時ハ、常ニ二三ノ段階ニテ堰キ、上ル所モ五六階ニ及ヒ、所ニヨレハ十數段ニモ堰キ上ルニアラサレハ耕地ニ注クヲ得ス、而シテ一段階毎ニ二三ノ蛇車ヲ仕掛ケ昼夜ノ別ナク灌溉ニ從事スル數句ニ涉リ、其勞力實ニ容易ノモノニアラス、又湖面ト耕地ノ昂低拾尺余ノ差アル村落ニ在ツテハ、旱年ニ至レハ到底勞力ノ効ナク眼下ニ湖水ヲ望

ミナカラ終ニ稲苗ヲ枯稿ニ属セシムルモノアリ、以上ノ損害ヲ被ムルハ、地理ヲ審ラカニセサルモノ、曾テ知ラサル處ナルモ、實際ノ景況斯ノ如ク灌溉不便ノ為メニ劳苦アルハ常ニシテ、洪水稀ニ来ル害ナレ、該疏水ノ為メ水量ヲ減スルノ利ヲ視ルハ稀ニシテ、平常ノ劳力ヲ倍スルノ不利ヲ来タシ尚早歳ニ一層ノ損害ヲ加フルモノナレハ、其利害得失ハ贅言ヲ俟タスシテ判明ナリ、且夫レ耕地養水ノ事タル農家ノ民心ニ関スル最重大ノモノナレハ、疏水起工ノ為メ此不利ヲ来タサハ必ス一大紛擾ヲ醸スヘシト相考候、右ノ次第ニ付若シ京都府ヨリ起工ノ允裁ヲ請フ場合ニ於テハ、本縣下ノ状況御審査ノ上々陳ノ如キ患害ヲ生セサル様篤ト御詮議被下度、固ヨリ一大起工ノ儀ナレハ利害ノ関涉スル所充分御調査相成ヘク儀ト信認罷在候ヘトモ、管下ニ直接ノ巨害アル事業ト見込候ヨリ、實際ノ景況豫テ御洞察ヲ仰キ度取テ此段建議仕候也

明治十六年十月十一日 滋賀縣令 籠手田安定

太政大臣 三條實美 殿

この建議書は、太政大臣三條實美から、各参議、すなわち伊藤博文・山県有朋・大木喬任(司法卿)・山田顕義(内務卿)・福岡孝弟(文部卿)・大山巖(陸軍卿)・西郷従道(農商務卿)・井上馨(外務卿)・松方正義(大蔵卿)・川村純義(海軍卿)・佐々木高行(工部卿)の回覧に付され、政府首脳陣の知るところとなっている。

この建議で籠手田は、疏水開通による琵琶湖水位の低下がもたらす旱害が、洪水抑止機能という利点よりも、農民にはるかに深刻な農業上の影響を来す恐れがあることを、永年水不足に悩み、琵琶湖の水に頼らざるを得ない県下農村の状況を縷々説明しながら説き起こし、疏水が起工されて湖水が減じた場合には一大紛擾さえ惹起する怖れがあると警告し、こうした「巨害」が懸念される疏水事業に關しては十分な調査が必要であると訴えている。

中央政界では、表面上は北垣知事の疏水事業への根回しが進み、京都府と農商務省との間で具体的な水利計画書作成まで事が進んでいたのだが、横村前知事による疏水反対の巡察使報告書の情報も伝わっていたから、この籠手田県令の太政大臣等への建議は、そうした横村の危惧をいっそう裏付けるものとして受け止められたであろう。しかも、籠手田県令の建議では、横村の報告書でも触れられていなかった旱害発生という滋賀県民にとつての死活にかかわる問題を強力にアピールしていたから、北垣が農商務省との間で先行して進めていた疏水計画の問題点がさらに浮かび上がる形となったといえよう。

さて佐々木克氏は、明治十六年十一月二日付けの中井弘から三島通庸宛の書簡によつて、三島が中井を次期滋賀県令に就かせることを伊藤博文に持ちかけ、その件で伊藤が中井家を訪ねたことを明らかにしている。こうした三島と伊藤の県令籠手田更迭―中井就任の工作は、前号でも述べた

ように、突然この時期に出てきたのではなく、籠手田の琵琶湖疏水反対の政府への建言の直後であったことから考えると、籠手田の行動に対する素早い反応として、籠手田更迭への動きを始めたものと考えられよう。

この段階で、政府には北垣知事の根回しによって琵琶湖疏水に反対する者はいなかったのであるが、なぜ当時福島県令であった三島通庸が、中井弘を次期滋賀県令に据える工事を伊藤とともに進めたのかは詳らかにされていない。

考えられることは、三島は、周知のように東北諸県で道路開削をはじめとしたインフラ整備に精力的に取り組み、当時福島県令として安積疏水を完成に導き、明治十五年三月に北垣知事がその工事を視察に行つた時には、おそらく疏水建設事業に相応のアドバイスを与えていたであろうということである。三島自身は、自らの土木事業や疏水完成の経験から、琵琶湖疏水を敢行しようとする北垣知事の立場を支持し、支援しようとする意向であったことは間違いないことであろう。

また三島は、明治七年十二月に東京府参事から酒田県令に転任となるが、この時の人事は伊藤博文が関わつたといわれるように(2)、伊藤とは旧知の間柄であった。また三島が山形県令として数々の道路開削工事を敢行していた時(明治九年八月〜同十五年七月)は、伊藤が、大久保利通遭難の後に内務卿となり、積極的な河川・土木改修事業を展

開していた時期(明治十一年五月〜十三年二月)と重なり、両者の緊密な関係は継続されていたといえよう。

しかし、中井弘に関しては、三島が、その人柄と力量を熟知して、次期滋賀県知事に推挙するほど親しかったかというところ、そういうわけではなかったろう(3)。

ところが、伊藤は中井とは、旧知の親しい間柄であった。慶應四年二月末日、英国公使パークス一行は、王政復古の勅令渙発後の天皇に謁見するため、宿泊地である京都の知恩院を出た後、攘夷思想の刺客に襲われたが、接待役の中井と後藤象二郎が身を挺して防衛した。この時の接待役の一人が伊藤であった(4)。また明治元年、神戸で同じく英国公使パークスの隊列と岡山藩の隊列が刃傷沙汰の衝突を起して外交問題化するところを、当時兵庫県令であった伊藤が何とか鎮撫してまとめ上げた。この時政府から派遣されて事件の審理にあつた外国係の一人が中井弘であった(5)。さらに、明治四年に出立した岩倉使節団が、イタリヤに立ち寄つた際、私的に世界視察の旅に出ていた中井弘と大倉喜八郎はホテルに使節団一行を訪ねたが、その時伊藤の中井への好意によって二人は厚遇されている(6)。

中井は、そのまま使節団に加わつて欧州等を視察して明治六年十二月に帰国するが、七年十月、外務省一等書記官となつてイギリスへ渡航している。そして同九年五月に帰国すると、工部省の権少丞に任ぜられる。これは工部卿に就いたばかりの伊藤博文が中井の人柄と能力を買つて抜擢した

2 国立国会図書館蔵「三島通庸関係文書目録」、井上頼岡から柴山景綱宛書簡、「大教院増上寺へ設置ノ次第」三島氏ヲ酒田県令ニ周旋セシハ伊藤公ツノ裏ニ真宗アヘリトノ説アリ(明治二十八年十二月二十四日付け)。

3 因みに『三島通庸関係文書目録』では、三島から中井弘への書簡は一通で、七通が明治一六年一月二日〜同二十年までが七通、年不明が四通である。

4 濱谷由太郎編『櫻洲山人の追憶』一九三四年、内外出版印刷株式会社、四〇〜四一頁。この英国公使パークス襲撃事件については、アーネスト・サトウ「遠い崖―アーネスト・サトウの日記抄」(6)、また屋敷茂雄『中井桜洲』幻冬舎、二〇一〇年、一一三〜一三九頁、参照。

5 同『櫻洲山人の追憶』四三〜五五頁。

6 同『櫻洲山人の追憶』五六〜五七頁。前掲屋敷茂雄『中井桜洲』一七一〜一九二頁、参照。

ものと思われる。中井は伊藤の工部省拡充政策を支え、その後明治十五年には工部省権大書記官となっている(7)。

明治十一年五月に大久保利通内務卿が紀尾井坂の変で斃されると、後任の内務卿には伊藤が就いた。この年の七月に北垣国道は、内務省少書記官庶務局長に就いて伊藤の積極的な内務行政を支えている(8)。こうして伊藤が工部省を去ると、井上馨が後任の工部卿となる。中井は、引続き井上の下で工部省行政を支えている。さらに、翌十二年九月に井上は外務卿に転じて以後条約改正に取り組んでいく。中井は、その十一月に工部省に止まりながら外務省御用掛となつて井上の外交をも支えていくのである。明治十六年七月に井上によつて建設された鹿鳴館は中井の命名によるものであつたという。中井は、伊藤の盟友井上とも実に近い存在であつた。

こうした人間関係を見ると、おそらく三島通庸が、政界の中心人物でかつて内務行政で知見があつた伊藤博文に相談し、伊藤が、かねてから旧知の中であり知事就任の希望を抱いていた中井弘をその候補に挙げて、事が進んでいったものと推測できよう。

ところで、ここで重要なことは、こうした政府側の動きを北垣知事も知悉していただろうということである。なぜなら、北垣にとつて伊藤は、内務省勤務時代の直接の上司にあたり、三島とも安積疏水見学以来交流があつたであらうことは先に触れたとおりである。こうした人間関係から

見れば、三島と伊藤による籠手田更迭と中井登用の政治工作そのものを北垣も知つていたと考えるのが自然であろう。なぜなら滋賀県令更迭という政治工作を、疏水問題の一方の当事者である京都府知事に知らせないまま進めることはあり得ないと思われるからである。

そして北垣は、この時点で早くも籠手田更迭という政府側の腹案を知つたからこそ、その後もまったく強気で、滋賀県側の主張に真摯に耳を傾けることなく、自己の疏水計画に邁進していったのであろう。

さて、ここで今一つ注目すべきことがある。それは、籠手田県令が疏水事業への異議申し立ての建議を行つたわずか二日後の十月十三日に、農商務省技師の吉田健作が、近江商人の財力と麻布商いの豊富な経験に着目せよという品川弥二郎同省大舗のアドバイスを受けて、滋賀県勸業課長高谷光雄宛に大津での機械制麻糸製織会社の設立を持ちかけていることである(9)。

これは単なる偶然ではなからう。品川弥二郎は、薩摩藩出身の西郷従道農商務卿の配下にあつたが、長州藩出身であり、明治十五年月に三菱に対抗して渋沢栄一や井上馨らと協力して共同汽船会社を興した経歴があり、また北垣国道とも幕末動乱期より親交があつた。品川は、疏水に關しては建設コストのあまりの高さを理由に反対であつたという田邊朝郎の言があるが(10)、それは後年工事が一二五万円と倍に跳ね上がった段階について言及したので

7 ここでの、また以後の中井弘と伊藤博文、井上馨との関係については、前掲、屋敷茂雄『中井桜洲』一九三―二〇五頁、参照。

8 前号掲、石田三雄「琵琶湖から疏水を引いた人脈と技術」三二頁。

9 高谷光雄『日本製麻史全』明治四十年十七四―七五頁。

10 前掲『水力使用事業』一六三―一六四頁。

あつて、六〇万円に留まっていたこの段階では、品川も疏水建設を支持していたことはこれまで見てきたとおりである。

琵琶湖疏水の取水口にあたる大津という町は、これまで近江麻布の集散地ではなく麻布産業とほとんど縁のないところであつたが、琵琶湖疏水に異議を申し立てる籠手田県令が陣取る滋賀県庁が所在する町である。この地に近代的製麻工場を建設するということは、疏水事業を京都府と進めてきた農商務省が、疏水反対を声高に唱える滋賀県令への配慮として、そのお膝元へこの工場誘致を持ちかけたといえないであらうか。

要するに、十月十一日に、籠手田県令による琵琶湖疏水への異議申し立ての建議が政府になされるや否や、一方で三島―伊藤ラインで籠手田更迭の政治工作が始められ、他方で疏水取水口で滋賀県庁のある大津町に政府の支援付きで製麻工場を誘致するという懐柔策ともいえる施策が採られたのである。

農商務省では、海軍等の軍用品に輸入麻布が多用されている事態に鑑みて、明治十一年に吉田健作をフランスに派遣して、近代的製麻業を視察させ、吉田は、帰国後機械制の製麻工場建設を訴えて、日本各地にその候補地を探索している最中であつた。だが、松方デフレ下にあつてその候補地に名乗り出る地域が見られないなか、江戸期より麻布商いに長じる近江商人を輩出してきた滋賀県に期待が寄せられているところであつた。

そして、明治十六年十月、ちょうど大阪にて関西府県連合織物外四品共進会が開催されており、西郷農商務卿並びに同省大舗品川弥二郎が来場し、出品中の輸入麻糸を用いて製織した近江麻布を見て、輸入麻糸の増大する現実を実感し、海軍等の軍需品が輸入亜麻に席巻されようとしている事態に対処するため国産製麻業興隆の必要性を改めて認識したのであつた¹¹⁾。

実はこの時西郷は、同時に神戸で開催されていた製茶品評会にも出席したのであるが、北垣京都府知事は、京都府も出品していた製茶品評会の表彰式へ出席の途次、神戸滞在中の西郷を訪ねて懇談している。その折西郷の来京を請うて、二十七日には西郷を京都に迎えている。

京都では、西郷を迎えて、府が近代的織物視察に欧州に派遣していた横田満寿之助に、同氏がフランスより持ち帰つた麻・亜麻・織物等の陳列品を案内させている¹²⁾。横田満寿之介はまたフランスにおいて、吉田健作と共に西洋の近代的麻布産業を研鑽した同志であつた。その後北垣は、横田による案内の後、琵琶湖疏水の手続きに関して西郷に具申している。

こうした両者の密接な交流の中で、西郷農商務卿と北垣知事は何を話し合ったのであろうか。もちろん京都府が農商務省の原案をもとにした疎水事業案の勧業諮問会等への上申について説明と了解が持たれたことは言うまでもなからう。だが、それと並んで直近の十月に起つた極めて重要な

11 前掲高谷光雄『日本製麻史全』一六九―一七〇頁。

12 『塵海』明治十六年十月二十五日、二十七日。

こと、すなわち籠手田県令が政府太政大臣に琵琶湖疏水への強い異議申し立てを行ったこと、そして同時に農商務省が滋賀県側に疏水取水口の天津での近代製麻会社の設立を打診したことが、吉田―横田のルートで北垣にも伝わり、話題に上ったであろう。伊藤―三島による籠手田更迭の話も共有された可能性も考えられよう。

この北垣との会談のあと西郷は、二十九日に滋賀県に行き、三十日に京都に帰っている⁽¹³⁾。西郷は、直前の北垣京都府知事との会談も踏まえて、滋賀県側に疏水事業の進展や天津での製麻会社設立に関して談じたのであろう。滋賀県側では、この直後の十一月一日、高谷勸業課長が、近江麻糸会社設立に関して次の事柄を籠手田県令に具申ししている。

・農商務省の吉田技師の言うように、民設にて製麻工場を興して、海軍其他に供給する起業を図りたい。
・その際政府から機械費用の貸与や農商務省の支援も受けられそうなので、目下滋賀県に対し機械製麻工場設立を申請している民間人もいるので、農商務省が打診している製麻会社創設に参加する募集をかけて賛同者を募りたい。

・籠手田県令が上京の折は、吉田技師の言うように確かに政府から資金貸与ができるのかどうか、また海軍省からの需用は確実なのかを大蔵省と農商務省品川大輔に確認してもらいたい⁽¹⁴⁾。

こうして滋賀県は、農商務省の推奨する麻糸紡織会社設立の方向に進み始めたのである。

さて籠手田県令は、十一月十二日に高谷を他の二名の県吏とともに琵琶湖疏水の事務取調に任命しており、高谷は同時進行する製麻会社設立と琵琶湖疏水問題の双方に直接係わることとなった。

この高谷を通じて農商務省は、天津に製麻会社を設立する代わりに滋賀県が琵琶湖疏水事業に反対しないで、首尾よく収まつてもらうことを期待したと思われる。

だが滋賀県としては、政府の支援で近代製麻工場が設立できることは大いに歓迎すべきであろうが、疏水開通によって多大な損害を被った場合、事は滋賀県民全体の利害に係わることであるので、簡単に琵琶湖疏水に関して滋賀県側の主張を撤回することは困難であった。もちろん、だからといって、ここで頑なに強硬な疏水反対論を主張するばかりでは、それを口実に製麻工場の立地が他所へ変更されたり、農商務省からの援助が首尾よく得られなくなることも予想されたであろう。それよりも、滋賀県側としては製麻会社設立と近江商人の経営参加に協力する代わりに、琵琶湖疏水における滋賀県側の主張を組み入れてもらうことを期待したのであろう。

かたや政府としても、明治十七年という松方デフレの不況のただ中であって、吉田健作技師が説く機械製麻会社の創設を引き受けるところは全国で一つもなく、近江商人

13 『塵海』同年同月二十九日、三十日。

14 前掲『日本製麻史全』一七二―一七五頁。

の財力と麻製品製造の特産地でもある滋賀県が、この起業計画から降りてしまったなら、この近代製麻産業勃興計画そのものが頓挫しかねないこととなり、大きな痛手であつたらう。したがって、政府としても琵琶湖疏水に関する滋賀県側の意向を汲み入れて、両者が成功裏に進展することが期待されたと推測することもできる。

では、こうした思惑が錯綜するなか、西郷農商務卿は、滋賀県側の疏水に関する意向を京都府側に伝え、その善処を図る対応を促したのであろうか。その答えは、次に見る京都府側の行動を見ればおのずと明らかにならう。

北垣知事は、籠手田県令の異議申し立ての建議を知り、西郷農商務卿と面談を重ねて滋賀での製麻会社設立の動きも含めた情報を得ても、籠手田と真摯に向き合つて、滋賀県側の危惧する早害等への影響について協議したり配慮したりしようとする姿勢はいっさい見せなかった。

北垣は、疏水事業への地元からの強い支持を取り付けるために、十一月五日〜七日には、京都の有力者・商工業者から選定された勸業諮問員五〇名を招いて勸業諮問会を開催した。この勸業諮問会には、疏水推進の立場を鮮明にして、いる京都商工会議所の会長高木文平はじめ、山本覚馬・濱岡光哲・中村栄助・内貴甚三郎ら役員がこぞつて参加していた。

ここでは琵琶湖疏水の「起工趣意書」が示されて、前号において詳述したように、京都の衰退を挽回するために、何よ

り安価な水力動力による機械工業振興が強調され、加えて白河筋や堀川筋への灌漑用の疏水延伸が必要で、そのために工事予算が六〇万円に倍増された点が説明された。そしてこの疏水による新興工業勃興論こそ、高木文平や「商工立国論」を唱える山本覚馬、そしてその教えを受けた濱岡光哲らが進んで疏水事業を支持したのであるから勸業諮問会では、大きな反論など無く終了している¹⁵。

しかし、ここで北垣は諮問会議の場で、籠手田滋賀県令から強固な疏水反対の建議が政府に提出されていること、また前知事榎村からも多岐にわたる批判が政府に提出されていることを諮問員たちに説明した形跡はない。

そして北垣知事は、この勸業諮問会の直後の十一月八日、大津始審裁判所の落成式に臨んだ際に、籠手田県令と邂逅し、そこで琵琶湖疏水に関して籠手田に初めて直接説明している。それに対し籠手田は、自己の治下の利を図るために他の治下に害を与えることなかれ、もし疏水事業が滋賀管内に不利となるならば、江州人民に代わつてあくまでこれを拒まざるを得ないと、強い抗議の意思を表示している¹⁶。おそらく籠手田は、自ら政府に対して早害など滋賀県側の被害に配慮するよう求めた建議を提出したにもかかわらず、そのことへの京都府側からの誠意ある反応がまったく見られないことへの苛立ちから、このような発言に至つたものと思われる。

15 前掲「水力使用事業二四〜四六頁」。
16 「滋賀県勸業諮問会」京都滋賀新報、明治十七年三月十四日。

15 前掲「水力使用事業二四〜四六頁」。

北垣はこの籠手田の発言に対し、江州人民に害を与えることはないと言答するのみであった。

しかし、彼は、帰京するとすぐに疏水工事に関する計画案（「趣意書」）を、上下両京聯合区会に付す準備を進め、十一月十三日には同会議に、勸業諮問会に諮ったのと同様の案を付議した。そこでは、北垣知事から疏水事業の主旨が熱意をもって訴えられた。それに対し、出席議員からは、水力による工業勃興という主旨そのものへの疑問、若王子以北の水利に関して上下両京区が負担することの妥当性、疏水建設後の水利使用料、水力の馬力数、土地買上げの具体的方法、そして産業基金を充当することの妥当性など、北垣疏水事業案に対する根本的な疑義が呈された。それらに対し、府当局が原案の主旨に沿って懇篤な説明がなされて、原案は可決された。

こうして疏水事業案は可決されたが、問題は、この聯合区会において、「滋賀県・大阪府に支障なきや」との核心に迫る質疑が挙げたが、「（両府県とも・引用者）疾くに照会して差し支えなき旨の回答を得てあり」という虚偽の答弁を府当局が行っていることである（17）。つまり聯合区会に対しても、疏水に関して滋賀県側から政府太政大臣宛に建議書まで提出して大いなる危惧の念が示されているという重大な事実が、区会代表者達にまったく知らされないまま、疏水原案が了承されてしまったのである。

十七日には聯合区会議長が上京・下京両区長にこの疎水

事業案を具申し、両区長は知事に上申するに至るのである。こうして北垣の疏水事業計画は、滋賀県側の意向や懸念を府民に隠したまま府民による正式な支持を獲得することとなった。

北垣としては、すでに籠手田更迭の政治工作が進んでいることに鑑み、滋賀県側に配慮することもなく、また京都の有力者に滋賀県側の憂慮を伝えなくても、自身の思惑通りに事が進んでいくと踏んでいたに違いない。

いずれにせよ、右に見た北垣知事による京都府側の疏水事業の進め方を見れば、西郷農商務卿が、滋賀県側に麻糸製織会社の設置を勧めつつ、他方で京都側に滋賀県側の疏水に対する強い懸念に応分の配慮を促すような措置を採るように働きかけた形跡は認められない。つまり、西郷農商務卿は、近江麻糸紡織会社設置を図る代わりに疏水事業という無理難題を滋賀県側が自己抑制して、疏水建設を容認することを求めていたと判断できる。

だが、籠手田県令は、こうした疏水開鑿によって滋賀県側が被る損失を無視した農商務省と京都府側の対応をただ黙認し、追従することはできなかった。籠手田は、十一月十七日、上京して地方官諮問会に参加し、さらに「その筋の人」（おそらく政府関係者であろう―筒井）や上京中の京都府知事に会い、琵琶湖疏水の件で滋賀県側の事情を訴えた。籠手田は「京都府があえて疏水せんとするならば

17 前掲『水力使用事業』四七―八三頁。

水門の鍵を余に預け置き、否近江全国を管轄する滋賀県庁をして水門開閉の自由を握らしめよ」と訴えた。

ここで籠手田は、水門の鍵を自分のもとにおいて管理させよという、いかにも過激な疏水反対論を展開して衆人からの攻撃を受けたようである。ところが、翌十七年三月に開かれた滋賀県勸業諮問会における籠手田自身の説明によると、籠手田の意図は、将来事情が分からない他の知事が赴任し、水害を被るような水量多い時に多量の水を京都側に流し、旱魃のような水不足の時に少量の水しか流さないような措置を行って京都側に不利を与えるようなことが無いように、水門管理に公平を期したいと、京都府側の利害にも配慮したものであったという⁽¹⁸⁾。

この時籠手田は、高谷勸業課長から新設予定の製麻会社への政府からの資金援助等の確認を託されており、そうした事情を踏まえて表面上は過激に見える言動も、その真意は従前と比べ妥協的になつていた。というより、疏水計画そのものに全面的に反対するのではなく、水源である琵琶湖を擁する滋賀県側の予想される損害に十分配慮してもらいたいという、より条件闘争的色彩を強めていたといえよう。こうして疏水が世情を騒がせるようになり滋賀県民にも広く知られるようになると、滋賀県民各層から様々な意見や懸念が沸きあがっていった。十一月三十日には、大津知人会から、京都の勸業諮問会や上下両京聯合区会で疏水促進が可決され、しかも聯合区会では「滋賀県カラハ

疾クニ差障リ無キ旨回答アリ」という答弁があったことに疑念を呈しつつ、疏水開通後は減水による旱害の発生や大津市街の飲料水不足などの被害が憂慮されるので、籠手田県令には対応に十分慎重を期し、勸業諮問会を開催して広く滋賀県民の意見を聴取するよう求めている⁽¹⁹⁾。

大津知人会とは邨田六之助(塩商・会長)・古望仁兵衛(報恩社頭取)・西村文四郎(薪炭商)らの発起によって大津市内に結成された任意団体で、邨田と西村の両名は、明治十二年二月に設立された大津商法会話の創業者に名を連らね、邨田と古望は、十七年一月に設立される大津商工会議所で副頭取を務める人物であった⁽²⁰⁾。その活動目的は大津町全体の利益を図ることにあり⁽²¹⁾、隔月に懇親会を開催していた。したがって大津町全体の利害に係わる疏水事業に関して大きな懸念を示したのであった。

(2) 京都府提出「琵琶湖疏水起工」の却下に至る経緯とその要因

京都府の北垣知事は、こうした滋賀県側の意向に依然として頓着することなく、勸業諮問委員会等で府民の合意を調達することができた疏水事業案を持って、満を持して十一月十九日に上京して、疏水工事の起工特許方向を政府・関係官庁に申請した。これに対し、十二月七日に、井上馨外務卿宅において、伊藤・山県・西郷(農商務)・松方(大蔵)の参議、関係各省の長が集まって琵琶湖疎水問題の協議が持

18 「滋賀県勸業諮問会」京都滋賀新報、明治十七年三月十四日。

19 「琵琶湖疏水ノ義ニ付建議」滋賀県歴史的文書「琵琶湖ヨリ京都府下へ 疏水事件 土木課」所収。

20 「大津商業会議所沿革小史」『記念書画帳』所収、近江新報社、一九〇六年、二六、二九頁。

21 前号掲「新修大津市史」近代第五巻一七三頁。但し、ここでは大津知人会の結成が、明治二十二年七月頃か、と記されているが、明らかな誤りであろう。

たれた。この時内務卿は山田顕義であったが、十二日には次期内務卿として山県が就くことが決まっていたので、この会議には内務省代表として山県が出席している(22)。

ここで北垣知事は、計画書や図面を用いて持参した琵琶湖疏水事業案を説明して起工特許伺への賛同を得ようとした。しかし、「内務土木局ト農商務疏水掛ト居レ合悪敷カ為御相伴ニテ本伺ノ取扱主管定マラサル様子ニ相見ヘ」、京都府が提出した伺書は農商務省奈良原書記官から北垣に差し戻された。そこで京都府側は、内務省土木局に改めて伺書を提出し、その際に内務省より計画書類について詳細な質問があるはずだから、十分弁明するようにと伝えられた。

つまり、この会議において、疏水事業の主管をめぐって内務省土木局と農商務省疏水掛との間の対立が顕在化し、その結果、疏水案件の主管が、従来の農商務省疏水掛から内務省土木局へと移ったのである。もちろん、この主管移転を強気に主張したのは、出席していた新任の山県内務卿であったことは想像に難くない。

その後、京都側は、改めて十二月八日に起工伺を内務省に提出し、その際内務省側からの質問とそれへの応答があり、結局、内務省が、土木の關係上改めて技師等を実地に出張させて検査することに定まった。北垣は、そうした実地調査も結構であるが京都府側が持参した「起工伺」をまず「聞き届け」てからにしてもらいたいと山県内務卿に直接

訴えたが、それは叶わなかった。要するに、北垣＝農商務省作成の疏水起工伺は認可されず、主管を内務省に移して改めてその実地調査を待つこととなったのである。こうして京都府が農商務省と協力して周到に準備してきた琵琶湖疏水案の起工伺は、関係する政府要人の会議において却下され、京都府と農商務省は、大きな蹉跌を味わったのである。

その要因は、どこにあったのだろうか。後年、この会議に列席し、疏水工事の設計に携わった田邊朔郎は、こうした事態に立ち至った背景には、琵琶湖疎水を安積疏水のように灌漑用水を主として簡略な様式に留めようとする農商務省疏水掛と、経費に係わらず通船・工業等各方面に利用できるよう工事を完全に施行したいという内務省土木局の対立があったためと指摘している(23)。

だが、すでに縷々説明してきたように北垣が農商務省と共に推進してきた琵琶湖疏水案の第一には、安積疏水のような灌漑ではなく、京都に新たな工業を勃興させるための水力動力の供給が主眼として挙げられているので、灌漑を旨とする農商務省案と捉える田邊の指摘は射ちたものではない。

さらに疑問が生じるのは、前楨村京都府知事や籠手田滋賀県令の疏水に対する反対意見もふまえると、なぜ、こうした複雑な事情にあった疏水事業の調整を、これまでほとんど登場してこなかった井上馨が、当時外務卿という管轄外の地位にありながら中心的な立場で突然登場して、関係官庁

22 以下の経緯、引用とも、前掲『水力使用事業』八八頁。

23 同、一六三―一六四頁。

の長を招いて統括的な会議を開いて疏水事業の基本方針の転換を取り図ったのだろうか、という点である。この点は従来の研究でもほとんど解明されていない。

そこで井上馨の関与に触れた史料として、まず籠手田県令の孫にあたる鉦鹿敏子氏が、昭和四年に父籠手田龍氏が大津在住の池田正毅氏から聞いたという次のような話を挙げよう。

疏水の話に大賛成であった洋行帰りの工部省大書記官中井弘は、帰国早々、早速に滋賀県令籠手田安定と交渉を始めた。が安定は肯じえない。・・・(中略)・・・双方一歩も引かないので困った中井は伊藤博文に告げると伊藤は「あの頑固な籠手田の言いそうなことだ。籠手田のことなら井上馨がよく知っているから、井上に任せておけ」との返事。伊藤も疏水には大いに賛成だったのである。当時伊藤と井上は無二の親友であり、井上は又籠手田とも近しかった。政治交渉も、伊藤、井上、籠手田と連絡されていたのであった。」²⁴

この後、伊藤と井上が相談して籠手田を更迭して中井を県令に迎えて疏水事業を完成させたという話が続くのであるが、そこは省略する。この証言によれば、洋行帰りの中井弘が、疏水に関して籠手田を説得したというが、それを裏付ける史料は見出されていない。中井は、前述のように明治

十六年十月の段階で、すでに籠手田更迭後の次期滋賀県令就任の話をも三島・伊藤から持ち込まれていたもので、疏水に関して籠手田を説得する必要はないはずである。籠手田が疏水賛成に転じれば、籠手田更迭の必要性がなくなるからである。ただ、「困った末に伊藤に相談して、籠手田とも親しい井上馨に頼んだ」というのも確かめようがないが、中井も伊藤も井上とは大変親しく、かつ井上が籠手田とも親しいということであるなら、ここで井上に話が持ち込まれたということは十分あり得ることであろう。

今一つ、井上が登場する史料は、前号で触れた下郷傳平の伝記に出てくる中井信一郎という京都府会議員の証言で、当該箇所のみを引用すると次のようである。

斯様な有様で（籠手田県令が強固に反対するので・・・引用者）疏水の議が何んとしても行はれぬ。内務省でも滋賀県民が反対とあつては、許可する譯にはゆかぬと云ふので、到頭不許可と為つて仕舞つた。北垣知事は手の著けやうが無い。そこに當時京都に高木文平と云ふ人がありまして、此人は下郷氏など、對等の人で、京都私立商工会議所の會頭をしてゐましたが、北垣知事は此人に依て事を為すべしと考へ、高木氏に談判し、中央に出て運動する事に極めた。即ち中央に出て井上馨伯に頼んで、盛んに疏水工事の許可を得ることの運動を起し、一方では中井氏を滋賀県知事にしやうと云ふので、内々運動の結果、

²⁴ 鉦鹿敏子編集『史料県令籠手田安定』一九八五年、一六九頁。

到頭政府の命令で、籠手田氏を島根県知事に移し中井氏を滋賀県知事に移すことに為った⁽²⁵⁾。

ここには、注目される言質が見出される。それは、北垣や農商務省が、疎水に関してはこれまで直接滋賀県側に配慮することがなかったのとは違って「内務省でも滋賀県民が反対とあつては許可するわけにはゆかぬ」と述べられていることである。内務省にはおそらく榎村前知事の疎水反対の巡察使報告が直接届いており、さらに籠手田の強固な異議申し立てを受けて、水源である滋賀県側の意向をまったく無視する北垣＝農商務省案では、円滑な地方統治を管轄する内務省の立場からは看過できない事態と捉えられたとしても不思議ではない。

このような状況を打開するために北垣は、当時京都の勸業諮問委員長で商工会議所会頭の高木文平に頼んで、中央に出て井上馨に頼んで疎水工事の許可を得るように運動したというのである。ただここで注意すべきことは、北垣の高木文平を用いた井上馨への政治工作が、京都府＝農商務省案が内務省の反対もあつて十六年十二月の合同会議で却下された後のこととして述べられていることである。

たしかに、『水力使用事業』によれば⁽²⁶⁾、十七年二月二十三日には、上下京聯合区会が中村栄助と吉川吉兵衛の二名を、京都勸業諮問会も高木文平と濱岡光哲の二名を東上委員に選定し、如何に京都市民が本事業の実現を

熱望しているかの事情を詳細に其筋へ具申させることを決し、二十六日には北垣知事とともに東上して各方面に陳情活動を行っている。おそらく中井信一郎の述懐は、この時の高木の東上を指しているように思われる。

東上委員四名のうち吉川吉兵衛は足袋商を営む府会議員であり、中村栄助と濱岡光哲はすでに詳述したように山本覚馬の薫陶を受け疎水事業にも積極的な人物であった。高木も、前号で見たように商工会議所会頭として北垣知事に提出した「京都の衰微に関する懇願書」のなかで「琵琶湖開鑿」の必要性を強く訴えており、疎水事業の推進者であった。

そして高木は、「琵琶湖疎水デスカ、アレハ北垣君ガ行ラレター」、ガ併シ蔭辨慶ノ隊長位ハ自分モ行リマシタ、アレハ眞相ヲ云フト、北垣知事ノ熱心畫策ハ廣ク世人ノ知ル通り事新シク述ブル迄モナイガ、井上伯ノ大賛成ト、故中井櫻洲山人ノ助太刀トデ各別ニ速成シタノデアル⁽²⁷⁾と述べて、自身の尽力とともに「井上伯」の賛同を得られたことが疎水速成の要因だと認めている。

この述懐は、京都・農商務合同の疎水案が却下されたのちのこととして記されているが、疎水問題の帰趨において井上薫がキーパーソンであったことを強調しているのである。ではなぜ、それまで疎水問題に登場してこなかった井上がここで中心人物として立ち現れたのかを、改めて考えてみよう。井上は、伊藤とも中井とも旧知の親友であり、当時、大

²⁵ 福並定雄『下郷久道翁伝』下郷共済会、一九四四年、一七八頁。

²⁷ 高木文平述『三三庵閑話』東枝律書房、一九〇二年、二三頁。

²⁶ 前掲『水力使用事業』九〇～九二頁。

谷派本願寺の内紛の仲裁に関与して数回京都を訪れており、その折北垣は、琵琶湖疏水の件に関して井上に書簡を呈するなどして連絡を密にしており(28)、北垣も井上とは親しい関係にあった。

井上はまた、伊藤が「籠手田のことなら井上が良く知っている」という関係にあったようである。例えば、井上は、明治九年、湖西の原野を開拓して米や麦・大豆・桑などの栽培や畜産を試みるため高島郡饗庭野の民有地を買収したが、その際、地元との交渉を進めるため籠手田県令に連絡を取って事を進めており(29)、旧知の間柄であった。

高木はまた、中央に出て井上を頼ったが、旧知である横村前知事も訪ねている。この時、「疏水に關して横村氏は、産業開発上左程利益を齎らすものにあらず、又到底政府の認許する所にあらざるべしとして熱意を有たれなかつた。その後北垣氏の計畫に對しても政府の認許を得ることは絶望であらう」と語ったため、「前任者の横村氏が反對を唱えられることがあつては非常に困るから、之に對しては一切意見を發表されないうにと固く依頼した」と述べている(30)。高木は、影響力の大きい横村の疏水反対論が、世に流布されることを恐れてそれを必死に封じているのである。しかし、横村が「政府の認許を得ることは絶望であらう」と述べていたように、横村の反対論は、政府内部特に内務省にも影響力を及ぼしていたと考えられる。

幕末期には木戸の横目役であった横村は、木戸の弟分的

存在であった井上とも旧知の間柄であり、井上は参議として彼の巡察使報告の反対論も十分知悉していた。井上はまた品川弥二郎や山県有朋とも、松下村塾以来の旧知の間柄であった。

こうしてみると井上馨だけが、農商務省並びに内務省の当事者ではなく、しかも賛成、反対論者すべてに強固な人脈を有しており、彼等の疏水に関する意向を踏まえて、ありうべき妥協策を提案できる位置に立っていたことが分かる。

ここで、井上自身も含め政府首脳が北垣の疏水事業案に對して、これまで賛成を表明してきた原則だけはしっかりと守りながら、しかも滋賀県令籠手田の異議申し立てとそれを尊重しようとする内務省の意向を踏まえ、さらに北垣疏水案を抜本的に批判する横村の意見をも考慮しなければならなかつたであろう。したがって、そうした種々の反対意見を封殺してきた北垣・農商務案をそのまま踏襲することは到底できなかつた。

では、どのような妥協策が選択されたのであろうか。

それは、琵琶湖疏水事業の継続を認めた上で、その管轄を農商務省から内務省に移し、再度調査の上、計画を練り直すこと、その際には、従来無視されていた京都やさらに大阪といった疏水の上・下流に位置する府県の意向を十分汲み込むことである。

こうした条項は、この時点ではつきり明言されたわけではないが、次号で詳しく見るように、翌十七年一月になって内

28 『塵海』九頁。

29 明治九年の井上馨による饗庭野民有地買収に関する籠手田県令との書状や地元民の対応に関しては、滋賀県歴史的文書『明なご(合本2)(2)』に綴じられている。なおこの開墾事業は、明治十二年に、大農法を用いた西洋式農場を目指して始められたが、地味や水利の悪さから、わずか二年で頓挫している(山室拓矢「明治期饗庭野の土地利用変化と時代背景」井上馨による開拓を中心に)『人文地理』第六八巻第四号、二〇一六年。

30 前掲『水力使用事業』一六一―一六二頁。

務省から御用掛の田辺儀三郎が、二月にはお雇い外人人デレーケが派遣されて疏水工事の点検と実地調査が進められたこと、また一月末には、内務省に促されて、滋賀県側から疏水完成時の水量や早魃時の水量、また建設工事や飲料不足になった際の補償問題等について京都府へ質問がなされ、京都府がそれに応えるという応答が重ねられていったのである。つまり、内務省の管轄になってから、改めて、様々な疑義が呈されている疏水事業の抜本的な調査と、これまで等閑視されてきた滋賀県等関係府県の利害調整が進められていったのである。

こうした琵琶湖疏水事業の転換を主導したのは、おそらく井上馨宅での会議中、内務省への主管事務の移転を主張したであろう山県有朋であり、それを調整して妥協案を取りまとめた井上馨であったと推測される。

では、この時初めて前面に出てきた山県内務卿が、自省への管轄権の移転というドラスチックな転換をいかにして勝ち取ることができたのだろうか。山県が内務卿に就いた時の内務省土木局は、前々代の松方正義内務卿の時代に、それまでのオランダ式の河川管理・水運重視の低水工事が予算とともに削減され、土木局の管理は五大川に限定され、また十五年に新設された農商務省に運河・疏水・水路関連事業がすべて移管されたため、河川・土木等の地方行政への権限と予算も大幅に縮減されて、地方への影響力も著しく減退していた。山県は、この内務省の劣勢を挽回するための方

策の一つとして、琵琶湖疏水の管轄権を農商務省から奪還したのだといわれている³¹。

たしかに、そうした見方は説得的であろう。しかし、新任早々の山県がなぜそうした劇的転換をもたらすことができたのか、詳らかではない。それは、何より、山県自身が創設した地方巡察使制度によって、横村報告から北垣^{II}農務省の疏水案の問題点を知ることができ、さらに籠手田滋賀県令による異議申し立ての建議によって、疏水水源地の同意が得られていないという難点を知るに及んで、そうした琵琶湖疏水の問題点を、会議の俎上に持ち出して、農務省の管轄には任せられないことを論難したからではなかっただろうか。

結局、横村の巡察使報告や籠手田県令の建議をことごとく無視して、政府要人と京都府内の有力者の合意調達のみを優先してきた北垣知事の事業推進のやり方そのものが、こうした蹉跌を招いた大きな要因であったことは否めない。

逆に、滋賀県としては、籠手田県令の琵琶湖疏水への断固とした抗議が奏功して、ようやく滋賀県側の利害に配慮してもらえる体制に政府が立ち返ったこと、さらに近江麻布工場についても疏水問題を付度することなしに独立して遂行できることとなり、籠手田県令が目指す方向に進んでいくことになったといえよう。

一方、農商務省は疏水事業の管轄を外されて面子を失っ

31 山崎有恒「内務省の河川政策」高村直助編『道と川の近代』山川出版社、一九九六年、所収。

た体になったが、琵琶湖疏水という京都と滋賀との利害が相反し、双方に配慮したり付度したりする煩雑さから逃れて、同時に推進してきた大津における近江麻糸紡織会社の創設問題に特化して事業展開できることとなった。利害関係の複雑な調整を要する琵琶湖疏水事業から手を引いたことは、農商務省にとつてもかえって負担を軽減して本来の勧業促進業務に専心できるメリットとなった点も見過ごせない。

こうしていま一度、内務省の管轄下という新たな土壌の下で、疏水事業は振出しに戻って、近隣府県の利害に配慮しながら進展していくこととなるのである。

New Perspectives on the History of the Establishment of the Lake Biwa Canal (Biwako Sosui) (2)

From October to December 1883, from Shiga Prefectural Governor

Yasusada Koteda's Proposal to the Rejection of Kyoto Prefecture's Draft of the Canal Project

Masao Tsutsui

This is the second part of my paper on the history of the establishment of the Lake Biwa Canal. The focus is on the events between the submission of the Lake Biwa Canal construction proposal to the central government by Shiga Prefectural Governor Yasusada Koteda on 11 October 1883 and the rejection of the Kyoto Prefecture's draft of the canal project in December of the same year.

The highlight this time is Shiga Prefectural Governor Koteda's proposal to the central government—a proposal that has been consistently omitted from discussions before. It marked the start of his political maneuvering to initiate a shake-up, and at the same time, of the Ministry of Agriculture and Commerce's move to build a mechanical hemp spinning mill in Otsu Town. A spate of negotiations and competitions ensued between the Kyoto Prefectural Governor and the Ministry of Agriculture and Commerce jointly attempting to press ahead with the canal project paying no heed to the wishes of Shiga Prefecture, and Governor Koteda demanding that the interests of Shiga Prefecture be taken into account. In December, the former side's campaign was derailed when the canal project was transferred to the control of the Ministry of Home Affairs. The fundamental plans were then revised to incorporate consideration for neighboring prefectures, as per the insistence of Shiga Prefectural Governor Koteda.

What caused this drastic turn of events? The course of history largely overlooked until now is revealed for the first time.

